

報道資料

令和5年8月2日（水）

【本件問い合わせ先】

香芝市役所総務部財務局 税務課

納税促進課

担当：宮崎（みやざき）・高岡（たかおか）

電話：0745-44-3307・0745-44-3311

誤送付による個人情報の漏えいについて

1 概要

6月15日（木）、納税促進課において軽自動車税（種別割）納税証明書を別人に送付するという事案（以下「事案1」という。）と、6月12日（月）、税務課において軽自動車税（種別割）にかかる減免決定通知書を別人に送付するという事案（以下「事案2」という。）が発生しました。

2 判明経過

事案1

7月31日（月）、誤送付を受けた市民の方より申出があり、判明しました。

事案2

8月1日（火）、事案1の原因を調査する過程で、判明しました。

3 原因（事案1・2共通）

軽自動車税関係書類の代理受領者を誤って登録していました。登録内容の点検・突合が不十分であったことが原因です。

なお、事案1・2の個人情報が漏えいした方及び誤送付を受けた方は、いずれも同一人物です。

4 対応

個人情報が漏えいした方及び誤送付を受けた方、双方に対し経緯を説明の上、謝罪を行い、書類を回収しました。

今後は、データ入力時の体制見直しやチェック体制の強化、登録内容の確認などを徹底し、再発防止に努めてまいります。